明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○タクシー業務適正化特別措置法施行令の一部を改正する政令（二八八）　二
○日本年金機構法施行令（二八九）　二
〔省　令〕
○日本年金機構法第三十二条第二項の業務方法書に記載すべき事項を定める省令（厚生労働一五四）　三
○健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（同一五五）　三
○厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産六五）　四
〔告　示〕
○栄養表示基準の一部を改正する件（消費者庁九）　五
○市町の境界変更の件（総務五四八）　五
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同五四九）　五
○会社法第九百四十八条の規定に基づく調査機関の電子公告調査を行う事業所の所在地の変更の届出があった件（法務五八六）　五
○日本国に帰化を許可する件（同五八七）　五
○太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画のための贈与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務五六七）　六
○太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画のための贈与に関する日本国政府とジブチ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同五六八）　六
○ツバル政府に対する贈与に関する日本国政府とツバル政府との間の書簡の交換に関する件（同五六九）　六
○開発保全航路において確保すべき水深を定める件の一部を改正する件（国土交通一三〇六）　八
○航路標識に関する件（海上保安庁三五〇～三五四）　九
○道路に関する件（東北地方整備局一五九）　九
○道路に関する件（関東地方整備局三四七～三五〇）　九
○平成十四年近畿地方整備局告示第十六号の一部を改正する件（近畿地方整備局一八七）　九
〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣　法務省　海上保安庁　防衛省
最高裁判所

〔叙位・叙勲〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
中国地方整備局公示（中国地方整備局）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
財団、有権者申出方、司法書士懲戒処分、鉱業法第一八九条の規定による公告、登録割賦購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　一〇
会社その他　一〇

本号で公布された法令のあらまし

◇タクシー業務適正化特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第二八八号）（国土交通省）

1　タクシー業務適正化特別措置法第二条第六項に規定する特定指定地域について、これまでの東京地域、大阪地域に加え、横浜地域を指定することとした。（第一条第二項関係）

2　この政令は、平成二二年四月一日から施行することとした。

◇日本年金機構法施行令（政令第二八九号）（厚生労働省）

1　年金個人情報の保護に係る行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成一五年法律第五八号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成一五年法律第五九号）の規定の適用についての技術的読替えを定めることとした。（第一条及び第二条関係）

2　司法書士法（昭和二五年法律第一九七号）等の規定について、日本年金機構を国の行政機関とみなしてこれらの規定を準用することとした。（第二条関係）

3　日本年金機構が国から承継する権利及び義務について定めることとした。（附則第二条関係）

4　権利及び義務の承継の際出資があったものとされる資産及び負債並びに出資の時期について定めることとした。（附則第三条及び第四条関係）

5　評価委員の任命及び評価の方法について定めることとした。（附則第五条関係）

6　日本年金機構が承継した不動産に関する権利について、登記の特例を設けることとした。（附則第六条関係）

7　日本年金機構が無償使用できる国有財産の対象及び申請手続について定めることとした。（附則第七条関係）

8　日本年金機構の健康保険組合の設立に関し、所要の規定の整備を行うこととした。（附則第八条～第一二条関係）

9　この政令は、平成二二年一月一日から施行することとした。